

京都運輸支局空調設備保守点検等その他業務

入札説明書

令和7年2月

国土交通省近畿運輸局

入札 言銘 書

「京都運輸支局空調設備保守点検等その他業務」に係る入札公告（令和7年2月28日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等 支出負担行為担当官 国土交通省近畿運輸局長 岩城 宏幸

2. 調達内容

- (1) 件名及び数量 仕様書のとおり
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法

- ① 本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難いものは、紙入札方式参加願（様式2）を提出し、紙入札方式に変えるものとする。
- ② 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、管理業務に要する一切の諸経費を含めた総額を見積るものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免 除

3. 競争参加資格

- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者
 - ③ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

- (イ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者。
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」「C」「D」の等級に格付けされ近畿地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 仕様書の交付を受けた者であること。ただし、インターネットでの閲覧を含む。
- (4) 入札に参加しようとしている者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）を承諾した者。
- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

4. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒540-8558 大阪市中央区大手前四丁目1-76

近畿運輸局総務部会計課

Tel 06-6949-6406

- (2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

4. (1)の場所において交付する。

- ① 入札説明書の問い合わせ先

〒540-8558 大阪市中央区大手前四丁目1-76

近畿運輸局総務部会計課

Tel 06-6949-6406

- ② 仕様書に関する問い合わせ先

〒540-8558 大阪市中央区大手前四丁目1-76

近畿運輸局総務部会計課

Tel 06-6949-6406

5. 入札及び開札

- (1) 入札参加申請

- ① 入札に参加する者は、暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を電子調達システムを用いて、入札公告5.②に示した期限までに提出すること。ただし、電子調達システムにより難い場合は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び紙入札方式参加願（様式2）を入札公告5.③に示した期限までに4. (1)の場所に提出すること。

- ② 一般競争入札参加資格確認申請書には、下記アの他、必要な書類（宣誓書等）を添付すること。

ア 競争参加資格格付けを証明する書類「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」

- ③ 入札参加申請を提出する者が代理人である場合においては、代理人は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する前までに期間委任状（様式3）又は都度委任状（様式

4) が電子調達システムにおいて設定された場合に限り認めるものとする。

ただし、紙入札方式による入札者であって、代理人が入札する場合においては、上記委任状（様式3又は4）に記名押印の上、入札書と同時に提出しなければならない。

なお、入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

④ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、発注者が電子調達システムにより証明書等審査結果通知書を発行するまでの間（紙入札方式による入札者にあっては、開札日の前日までの間）において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により締切りまでに提出すること。

② 紙による入札の場合は、入札書（様式5）を作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「3月14日開札 京都運輸支局 空調設備保守点検等その他業務」を朱書きし、入札時刻までに上記4.(1)に示す場所に提出すること。

また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の提出した入札書並びに以下の各号により提出された入札書は無効とする。

(ア) 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札。）

(イ) 金額を訂正した入札

(ウ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(エ) その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 入札書の提出期限

入札公告5.④による。

(6) 開札

① 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち会わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

② 紙入札方式による入札者は、入札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求め

に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- ④ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は、当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。
ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。
- ⑥ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

6. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 本入札説明書に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願（様式2）に記載するものとする。
 - ③ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
 - ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
当該落札となるべき同価の入札を行った入札者に電子調達システムによる入札者が含まれない場合は、当該落札となるべき同価の入札を行った入札者（その者が開札に立ち会わなかった場合は、上記5.(6)①の職員）は開札場において直ちにくじを引き、落札者を決定する。
- (3) 電子調達システムにて入札書の内訳を提出する場合においては、下記に示すアプリケーションを用いて作成すること。ただし、その容量が3MBを超える場合にあっては、紙により作成し、入札の締切りまでに上記4.(1)に示す場所まで郵送又は持参すること。

(上記5.(1)②に示す書類についても同様に、上記5.(1)①の提出期限までに郵送又は持参すること。)

ア 一太郎 (2009形式以下で保存したもの)

イ Microsoft Word (Word 2007形式以下で保存したもの)

ウ Microsoft Excel (Excel 2007形式以下で保存したもの)

エ PDFファイル

オ 画像ファイル (JPEG形式及びGIF形式)

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案3通に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

支払については、検査終了後、供給者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込みにより代金を支払うものとする。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 当該契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがあること。

④ 当該契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(7) 異義の申し立て

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省近畿運輸局長

岩城 宏幸 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 7 年 2 月 28 日付で入札公告のありました下記件名の入札に参加する資格の確認を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容について、事実に相違ないことを誓約します。

記

件 名 京都運輸支局空調設備保守点検等その他業務

- ※添付書類
- ・競争参加資格格付けを証明する書類
「資格審査結果通知書（全省統一資格）」
 - ・誓約書（様式 6）
 - ・応札条件証明書（様式 7）

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先 1：

連絡先 2：

様式 2

紙入札方式参加願

1. 件 名 京都運輸支局空調設備保守点検等その他業務

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

入札者

住所

企業名称

氏名

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1:

連絡先2:

支出負担行為担当官

国土交通省近畿運輸局長

岩城 宏幸 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載する。

※2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

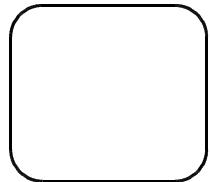
期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印



私は上記の者を代理人と定め
発注の物品役務等について次の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

1. 入札について

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

支出負担行為担当官

国土交通省近畿運輸局長

岩城 宏幸 殿

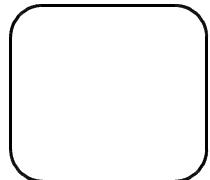
都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印



私は上記の者を代理人と定め

「京都運輸支局空調設備保守点検等その他業務」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1. 入札について

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

支出負担行為担当官

国土交通省近畿運輸局長

岩城 宏幸 殿

入札書

一金

円

(件名) 京都運輸支局空調設備保守点検等その他業務

近畿運輸局競争入札者心得及び入札説明書承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先 1：

連絡先 2：

誓 約 書

「京都運輸支局空調設備保守点検等その他業務」

に係る一般競争入札に参加するに当たり、以下の事実について相違ないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- 1 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
- 2 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

国土交通省近畿運輸局長

岩城 宏幸 殿

応札条件証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿運輸局長 殿

住 所

氏名及び名称

代表者 氏名

「京都運輸支局空調設備保守点検等その他業務」の一般競争入札参加に当たり、貴局の仕様に合致していることを、下記のとおり証明します。

記

1. 空調設備点検保守業務

空調設備点検保守業務に当たり、令和2年4月から令和7年3月（見込み）までの間に、継続して1年以上の実績があること

項目	内容
契約の相手方	
契約の期間	

※契約実績を確認できる書類（契約書（写）等）を添付すること。

2. 消防設備保守業務

消防設備保守業務に当たり、令和2年4月から令和7年3月（見込み）までの間に、継続して1年以上の実績があること。

項目	内容
契約の相手方	
契約の期間	

※契約実績を確認できる書類（契約書（写）等）を添付すること。

3. 自家用電気工作物保安管理業務

項目	内容
選定事業者名	

※資格条件等がある場合は、資格条件等がわかる書類の写しを添付すること。

4. エレベーター点検保守業務

項目	内容
再委託者名	

5. 庁舎室内環境測定業務

項目	内容
再委託者名	

6. 受水槽保守点検業務

項目	内容
再委託者名	

7. 庁舎清掃業務

項目	内容
再委託者名	

8. 廃棄物収集運搬業務

項目	内容
選定事業者名	

※資格条件等がある場合は、資格条件等がわかる書類の写しを添付すること。

9. 緑地管理業務

項目	内容
再委託者名	

※「選定事業者名」欄については、当該対象業務を自ら請け負うことができない場合、当該対象業務の仕様書の内容を履行できる事業者を選定した上で、選定した事業者名を記入すること。

(案)

契 約 書

1. 件 名 京都運輸支局 空調設備保守点検等その他業務
2. 契約金額 金 円(消費税込み)
3. 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4. 契約保証金 免 除

本契約を履行するにあたり、支出負担行為担当官 近畿運輸局長 岩城 宏幸（以下「甲」という。）と独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部長 原 義和（以下「乙」という。）（以下「甲」「乙」総称して「甲等」という。）、及び、（以下「丙」という。）とは下記のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲等及び丙は、頭書の業務（以下「業務」という。）の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従いこれを履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていないものがあるときは、その都度甲等及び丙が協議して定めるものとする。

(一括再委託等の禁止)

- 第2条 丙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 第3条 丙は、原則として本業務の一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ書面により再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の内容、再委託の必要性について記載した書面を甲等に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項ただし書により甲等が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、丙は当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 3 第1項ただし書により甲等が承認した場合でも、丙は甲等に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 4 丙は、第16条第1項に該当するもの（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないこととする。
- 5 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにし

なければならない。なお、この場合において、丙は甲等に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

- 6 甲等は丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 7 前項の場合、丙は甲等が実際に被った損害について、第22条に規定する損害賠償責任を免れない。

第4条 丙は、第3条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を甲等に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 丙は前項の場合において、甲等が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第5条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、承諾及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には甲等及び丙は前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

この場合において、甲等及び丙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 甲等及び丙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(応札条件の維持)

第6条 丙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(監督等)

第7条 甲等は、本契約の履行に関し、甲等の指定する監督職員(会計法29条の11に基づく監督をいう。)に丙の本業務の遂行を監督させることができる。

- 2 甲等は、第3条ただし書の規定により承認した場合には、丙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された丙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならないものとする。

ただし、甲等の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(事故等の報告)

第9条 丙は、業務の履行に伴い事故等が生じた場合は、直ちに甲等に報告し、その処置について甲等及び丙で協議するものとする。

(事故の賠償)

第10条 丙は、業務の履行に伴い丙の責めに帰すべき理由により、甲等又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。

(事故等の処理手続)

第11条 丙は、業務の履行によって生じた事故等に対する一切の処理手続を行うものとする。

(業務完了後における説明等)

第12条 丙は、業務の完了後において、甲等から説明又は資料の提出を求められたときはこれに応じなければならない。

(検査)

第13条 丙は、この契約について完了の都度甲等が検査を行うことを命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けるものとする。

(契約金額の支払い)

第14条 契約金額の支払いは月払いとし、丙が毎月、前月分を甲等に請求するものとする。なお、請求書を提出する際には、請求書に係る履行した業務内容について、あらかじめ検査職員の検査を受けておくものとする。

2 前項の請求のうち、仕様書4. 対象業務⑦に含む独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部京都事務所の検査場の便所・洗面室の清掃は、別紙に記載する金額を乙へ請求するものとし、端数が生じた場合については、消費税分を掛け合わせたところで円未満を四捨五入し請求するものとする。

3 甲等は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を丙に支払うものとする。

4 丙は、甲等の責に帰すべき理由により前項の支払いが遅れた場合は、遅延日数に応じ年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲等に請求することができるものとする。

ただし、丙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかつた日数は算入せず又は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

5 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約内容の変更)

第15条 甲等は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、業務を一時中止し、又は契約期間を短縮することができる。

この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲等及び丙協議して書面によりこれを変更するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲等は、丙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- 一 この契約に違反したとき。
 - 二 受注者として不適当であると認める事実があったとき。
 - 三 丙の責に帰する理由により、契約期間内に丙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。
- 2 甲等又は丙は、この契約を継続しがたい事実が生じたときは、1ヶ月前までに相手方に通知して、この契約を解除することができるものとする。

第17条 甲等は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項によりこの契約が解除された場合においては、丙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(違約金等)

第18条 丙の責に帰るべき理由により、甲等が契約を解除したときは、丙は契約月より解約月の前月までの1ヶ月平均実績額に解約月から契約期間までの月数を乗じた額の10分の1を違約金として甲等の指定する期限までに納入しなければならないものとする。

ただし、契約月より解約月の前日までの期間が1ヶ月に満たない場合の1ヶ月平均実績額は、解約日前1日平均実績額に30を乗じた額とする。

(違約金等の徴収)

第19条 丙が、この契約に基づく損害金、遅延利息又は違約金を甲等の指定する期間内に支払わないときは、甲等は、その支払わない額に甲等の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで年3%の割合で計算した利息を付した額と、甲等の支払うべき委託料を相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合には、甲等は、丙から遅延日数につき年3%の割合で計算した額の滞納金を徴収するものとする。

(秘密の保持)

第20条 丙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないものとする。

(物品及び店舗等の使用)

第21条 業務を実施するために使用する国の施設、設備（以下「施設等」という。）については、あらかじめ甲等に承認を得た場合はこれを無償で使用させるものとする。

2 使用が認められた施設等については、十分な注意をもって使用するとともに、これを利用外に使用してはならない。

また、丙の責に帰すべき事由により破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲等の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合は、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は、独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、丙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当

するものであるとき。

四 この契約に関し、（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 丙が、前項の違約金を甲等の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

(損害賠償)

第23条 丙は、債務不履行その他の請求原因のいかんにかかわらず、丙の責めに帰すべき理由により、甲等損害を与えた場合は、甲等対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲等が丙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申し立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申し立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのためには要する訴訟等裁判手続きに関する費用を含むものとする。

(その他)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、その都度甲等及び丙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書3通を作成し、甲等及び丙記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪市中央区大手前4丁目1番76号
支出負担行為担当官
近畿運輸局長 岩城 宏幸

乙 大阪府寝屋川市高宮栄町12-1
独立行政法人自動車技術総合機構
近畿検査部長 原 義和

丙